

会報

2002.2
第66号



社団法人千葉県環境保全協議会

目 次

*年頭あいさつ	1
会 長 友 田 勝 彦	
*年頭あいさつ	2
千葉県知事 堂 本 暁 子	
*随想	3
とりもどうそう森、海、河川・湖沼の自然 「ちば環境再生計画」に期待すること 川崎製鉄(株)千葉製鉄所 副所長 佐久間 直 宏	
*協議会活動について	4
*リレー訪問	5
ジャパン・リサイクル(株)千葉リサイクルセンターを訪ねて	
*行政法令動向	
・「ちば環境再生計画」(仮称)について	10
・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に 関する法律」の概要について ...	12
・ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する 政令等の施行について ...	15
・千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規則及び 施行要領(以下「融資制度」という。)の一部改正について ...	17
・千葉県環境研究センター公開講座のお知らせ	20
*房総の歴史	21
・歌舞伎の成り立ち	



年頭あいさつ

会 長 友 田 勝 彦

旭硝子(株) 千葉工場長

新年おめでとうございます。

会員の皆様には、輝かしく希望に満ちた新春をお迎えのことと存じます。

午年の本年は、会員の皆様に取りまして力強く疾走する駿馬のような躍動の年になりますことを心からお祈り申し上げます。

昨年は、県ご当局よりのご指導と会員の皆様の暖かいご支援を賜り、当協議会の事業活動を計画通り円滑に実施できましたことに対して厚くお礼申し上げます。

21世紀は「環境の世紀」と言われておりますが昨年を環境行政の観点から振り返ってみますと、国内では中央官庁の再編成による昨年1月の環境省の発足、情報公開の流れに沿った『化学物質管理促進法』(PRTR法)の施行による該当化学物質の排出量等について事業者自らが把握集計及び実績値の届出、7月のPCB処理促進特別措置法の施行による保管管理状況の行政への報告義務化と平成28年までのPCBの無害化処理の義務化、5地域の大気中ベンゼン濃度低減を目的とした該当地域への『ベンゼン地域自主管理計画』の取り纏めと実行を求めた指針の策定、等がありました。

国際的には、米国のCOP6より離脱、その後難航しましたがCOP7での地球温暖化防止のための措置、法的文書が採択され、その批准に米国を除いた各国が合意をしたということとは大きな進展であったと考えます。

以上のように昨年は「環境の世紀」1年目にふさわしい内容の年であったと考えます。

さて、本年度は、長い冬が続いている日本の経済をいかに立て直すかが大きな課題になっていますが、このような状況下にあっても循環型社会の構築に向けての尚一層の取組み強化が求められていると考えます。具体的には、持続可能経済社会実現のために、全ての分野において3R(Reduce, Reuse, Recycle)の確立、グリーン調達等の企業のグリーン化、再生可能な自然エネルギーの利用促進等多数の課題が考えられます。

PRTR法により化学物質の排出量の集計がH14年度中に環境省より公表されますが、この公表データに対して地域社会の方々からお問合わせの可能性も考えられ、今後地域社会とのリスクコミュニケーションの重要性がますます増大して参ると考えます。

一方、千葉県におかれましては、県経済活性化と共に「ちば環境再生計画」(仮称)が提唱され、①自然の再生②負の遺産の解消③温暖化防止・廃棄物の削減を目標に行政及び県民が一体となった活動で環境づくり日本一の千葉県を目指そうとされております。

上記の課題に対しまして、当協議会といたしましては、県ご当局と密接な関係によりご期待に添える事業活動を推進していき、地域社会及び地球環境保全に一層貢献して行く所存でございます。ここに会員各位のますますのご発展をお祈り申し上げますとともに、当協議会に対する一層のご支援、ご協力をお願いし、年頭の挨拶と致します。



年頭あいさつ

千葉県知事 堂 本 暁 子

あけましておめでとうございます。

社団法人千葉県環境保全協議会の皆様には、さわやかな新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

今年は午年です。馬は美しく、ダイナミックに走ります。今年も県民の皆様の視点で、経済的にも文化的にも、うるおいと活力ある千葉県づくりを展開してまいります。

そして、県民の皆様と一緒に新しい世紀の千葉県の将来像を展望し、その具体化に向けて力強く走り続けたいと考えています。

今、時代は大きな変わり目にさしかかっています。

21世紀は、20世紀の大量消費型社会から、資源循環型社会への転換が求められています。

中央集権の時代から、地方が主体性を発揮し、県民一人ひとりが地域の主役となる時代を迎えています。

本県としても、主体的な県政運営を行い、県民が誇りと自信を持ち、経済的にも文化的にも自立した「千葉主権」の確立を目指していききたいと思っております。

このため、時代の要請に応え、迅速で総合的な施策展開を行うため、昨年末に今後の重点施策として「ちば2002年アクションプラン」を策定したところです。

1つ目に、経済の活性化や個性豊かな地域づくりを進めます。

2つ目に、地域住民が生活しやすい環境づくりに取り組みます。

3つ目は、「千葉主権」を実現する行政の体制づくりを進めるため、行政システムや財政構造を抜本的に見直すとともに、徹底した情報公開と、県民参加の仕組づくりに取り組みます。

千葉県は、三方を海に囲まれ、変化に富んだ美しい海岸線と緑豊かな丘陵など房総の自然が息づいています。

このかけがえのない自然を将来の世代に美しい形で引き継いでいくためには、人と自然が共生する社会を実現することが必要です。

そのため、あらゆる施策に環境の視点を取り入れ、三番瀬の環境保全をはじめ総合的な環境保全施策を展開するとともに、廃棄物や有害化学物質などの不法投棄などにより失われた生態系を健全なものに蘇らせていくために、都市・農山漁村を通じて、自然を再生する「(仮称)ちば環境再生計画」や産業廃棄物対策を強力に推進していきます。

また、施策の推進にあたっては、県民、企業、NPOなどの皆様との幅広いパートナーシップの確立を図っていききたいと考えています。

皆様には、今後とも、環境行政に御理解をいただきますとともに、県民が安全で安心して暮らせる環境づくりのため、積極的な環境保全活動への取り組みをお願い申し上げます。

結びに、社団法人千葉県環境保全協議会のますますの御発展と会員の御多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のあいさつといたします。

随想



とりもどそう森、海、河川・湖沼の自然 「ちば環境再生計画」に期待すること

副会長 佐久間 直 宏
川崎製鉄(株)千葉製鉄所副所長

昨春、体調を崩したのがきっかけとなり、以来、健康保持のため、休日を中心に時間があれば歩こうと心掛けている。家の近くの「青葉の森公園（千葉市）」や車で出かけては、子供の頃遊んだ思い出の場所を選ぶことが多い。

ひとり黙々と歩いていると、千葉市で生まれ育った為か、子供の頃に見た情景が懐かしく思い出される。小学校時代、夏になるとアサリを掘り、モリで小さい鰯（かれい）を突っついて遊んだ稲毛・幕張の海岸は、現在、千葉市人口900,000人のうち138,000人が住んでいる。この30年で海が陸となり今は立派な住宅地と変身してきた。県庁前の都川には、1~2m置きに釣りざおが立ち並びハゼ釣りを楽しんだものだ。反面、千葉城のある亥鼻公園は、ほとんどが昔のままの姿を残し、今でも桜の開花を楽しみに待っている人が多い。年齢のせいだろうか？時の流れの早さに戸惑うバタバタした毎日を過ごしていると、子供の頃遊びまわった海・山・川が無性に懐かしく思い出される。自然環境が大きく変化していく中で、改めて自然への回帰、自然の大切さに心が向くのは、小生だけなのか？

そんな折、新聞で読んだが、千葉県が「環境」に拠金を全国に先駆けて、この4月からスタートさせる。

この背景は我々の時代が造りだしてしまった廃棄物や有害物質などの不法投棄や川や沼の汚染という「20世紀の負の遺産」を清算・修復し、豊かな自然環境を取り戻し、大切な財産として孫や子の時代に引き継いで行こうと、県が創設したものである。昨今、手賀沼・印旛沼の水質汚染防止、後を絶たぬ産業廃棄物の不法投棄の防止、浅瀬・干潟「三番瀬」の自然環境保護など首都圏・千葉の環境再生の必要性が大きくクローズ・アップされる時、行政と県民、企業、市町村、NPO等が一体となってこの環境再生計画に取り組んでいくことは意義深い。

この度、千葉県は、この活動を具体的に推進・実行するため「ちば環境再生計画（仮称）」を策定した。この計画によると①森林、河川、湖沼、海岸線を再生・整備しての新しい里山、里海づくり②省エネ、クリーンエネルギーの使用拡大、温室効果ガスの抑制による地球温暖化防止③不法投棄物、化学物質の撤去・除去や河川・湖沼の水質改善など負の遺産清算等々諸課題を解決すると共に、今後、広く県民・有識者からアイデアを募り、この基金を起爆剤として「環境づくり日本一の千葉県」を目指して行きたいとのこと。

戦後50有余年、千葉県の発展は目覚ましい。都市化の進展により、人口も近々600万人に達する勢いである（昭和20年197万人）。農業県として全国で2位、水産県7位、工業県8位とバランスのとれた県である。21世紀は、森と海、河川・湖沼の自然を取り戻し、人と自然が共存できる「環境県1位」と成らんことを千葉県民の一人として願いたい。

協議会活動について

1.平成13年度事業報告（4月～12月）

	事 業	会 務
4月		・ 23日 第1回総務委員会（自治会館） ・ 23日 平成12年事業監査（自治会館）
5月		・ 10日 平成13年度通常総会（ばるるプラザ千葉） ・ 16日 クリーンウェイスト千葉担当者会議（県庁会議室） ・ 24日 第1回部会連絡会（自治会館）
6月	・ 9日 環境分科会（幕張メッセ） ・ 26日 廃棄物関係管理者研修会（自治会館）	・ 25日 第1回協定小委員会（自治会館）
7月	・ 5日 水質管理者研修会（千葉市南部浄化センター他） ・ 17日、18日、19日 水質公害防止管理者試験受験講習会（教育会館） ・ 25日、26日、27日 大気公害防止管理者試験受験講習会（教育会館）	・ 2日 会報第65号編集委員会（自治会館） ・ 3日 ベンゼン自主管理ワーキング会議（住友化学工業㈱） ・ 10日 ベンゼン自主管理ワーキング会議（自治会館） ・ 23日 ベンゼン自主管理ワーキング会議（自治会館）
8月	・ 8日、9日、10日 水質公害防止管理者試験受験講習会（教育会館） ・ 27日 大気・粉じん管理者研修会（自治会館） ・ 29日、30日、31日 大気公害防止管理者試験受験講習会（教育会館）	・ 6日 第2回総務委員会（自治会館） ・ 22日 ベンゼン自主管理ワーキング会議（自治会館）
9月	・ 6日、7日 騒音公害防止管理者試験受験講習会（自治会館） ・ 13日、14日 ダイオキシン類公害防止管理者試験受験講習会（自治会館） ・ 17日、18日 振動公害防止管理者試験受験講習会（自治会館）	・ 7日 ベンゼン自主管理ヒアリング（県庁会議室） ・ 12日 ベンゼン自主管理ヒアリング（経済産業省会議室） ・ 14日 ベンゼン自主管理ワーキング会議（自治会館） ・ 21日 ベンゼン自主管理ヒアリング（日化協会議室） ・ 26日 ベンゼン自主管理勉強会（県庁会議室） ・ 28日 第3回総務委員会（自治会館） ・ 28日 第2回部会連絡会（自治会館）
10月		・ 12日 ベンゼン自主管理計画発表（経済産業省会議室） ・ 22日 ベンゼン自主管理ワーキング会議（自治会館）
11月	・ 1日 統括者・主任管理者研修会（自治会館） ・ 15日 環境危機管理セミナー（ポートプラザちば）	・ 1日 第1回理事会（自治会館） ・ 27日 会報第66号編集委員会（自治会館）
12月	・ 18日 廃棄物関係管理者研修会（新日鐵（株）、東電（株）） ・ 21日 騒音・振動・悪臭第一線技術者研修会（自治会館）	・ 7日 ベンゼン自主管理ワーキング会議（自治会館） ・ 20日 クリーンウェイスト千葉担当者会議（県庁会議室）

2.平成13年度事業計画（1月～3月）

1月	・ 22日 廃棄物関係管理者研修会（新日鐵㈱、東電㈱） ・ 29日 水質第一線技術者研修会（自治会館） ・ 30日 クリーンウェイスト千葉（教育会館）	・ 16日 クリーンウェイスト千葉 幹事会（教育会館）
2月		・ 1日 第2回協定小委員会（自治会館）
3月	・ 1日 環境問題説明会（自治会館） ・ 日 廃棄物関係管理研修会（自治会館） ・ 日 大気第一線技術者研修会（自治会館）	・ 1日 第3回部会連絡会（自治会館） ・ 18日 第2回理事会（自治会館）

リレー訪問

第48回目になります企業訪問は、千葉部会のジャパン・リサイクル(株)千葉リサイクルセンターにお願いしました。
(編集委員会)

ジャパン・リサイクル(株)

千葉リサイクルセンターを訪ねて

ジャパン・リサイクル(株)代表取締役社長 丸島弘也氏
ジャパン・リサイクル(株)千葉リサイクルセンター総務部長 新井淳一氏
聞き手 協議会事務局副主査 松崎容子
(以下 敬称略)



松崎 環境問題は、国内外を問わず大きな課題となってきました。とりわけ廃棄物処理は、ダイオキシン類の排出、焼却灰等の二次副生物の処理といった大きな問題を抱えています。本日は、川崎製鉄(株)千葉製



鉄所内にあって、従来の焼却処理に代わり、新しいガス化溶融炉「川鉄サーモセレクト方式」によって廃棄物の処理を行っている

「ジャパン・リサイクル(株)千葉リサイクルセンター」にお邪魔いたしました。

それでは、ジャパン・リサイクル(株)の設立の経緯からお話いただけますか。

丸島 ジャパン・リサイクル(株)は、川崎製鉄(株)と三菱マテリアル(株)との合弁によって出来た会社なんです。産業廃棄物処理事業を行うことを目的に、1998年に設立されました。そのころ、国内の鉄鋼メーカーでは、すでに廃棄

物処理プラントの販売や廃棄物処理事業を展開しており、川崎製鉄(株)は出遅れて、トラック競技でいえば、二周遅れぐらいからスタートしたわけです。

松崎 そうしますと、当初は川崎製鉄(株)の事業の一部だったんですか。

丸島 そうです。お話ししましたように他の会社より遅れておりますから、何とか挽回を図らなくてはなりません。そこで千葉製鉄所の敷地内に廃棄物の処理プラントの実機を建設し、1999年9月から2000年の3月までの間、処理性能、安全性、ダイオキシンの発生量等についての実証試験として、千葉市の一般廃棄物約1万5千トン进行处理しました。プラントの販売事業では、都市ゴミ(一般廃棄物)の処理が主体になりますから、これによって、プラントメーカーとして、プラントの機能と性能の確認をしたわけです。

その後、同年12月まで、川崎製鉄(株)が産業廃棄物処理業を行い、2001年1月から設備を含めた事業全体が、分社化したジャパン・リサイクル(株)に移管されました。

新井 現在、産業廃棄物の排出事業者から200件以上のご契約をいただき、日に70台から80台の収集車を受け入れています。また、一部自治体から受け入れた「容器包装リサイクル法」に基づく廃プラスチックもあります。産業廃棄物の約半分は千葉県、残りは関東甲信越からが中心です。

松崎 川崎製鉄(株)のプラント販売目的の事業と、そのプラントを使

ったジャパン・リサイクル(株)の処理事業の二本立てと考えればいいんですね。

丸島 そうです。二つの役割を持っています。ジャパン・リサイクル(株)にとっての営業設備が、川崎製鉄(株)にとっては皆さんに見ていただくモデルプラントになるわけです。

現在も毎日のように、企業や地方自治体の担当者などいろいろな立場の方々に施設見学において頂いております。

松崎 ところで廃棄物にはいろいろなものがありますから処理は大変ですね。

新井 このプラントは処理能力150t/日のプラントが2機あり、機能的には通常の一般廃棄物はもちろん、シュレッダーダストや各種汚泥などのあらゆる産業廃棄物を処理することが出来ます。



ふつうの商売では、物とお金が逆に動くのですが、廃棄物処理業界は、お金と物とが同じ方向に動くんですね。製鉄業では、こういう原料にしてくださいと指定ができますから、素材の品質もわかるわけですが、この事業はそういうわけには参りません。先に物ありきです。そこが難しいところですね。

松崎 操業は24時間の稼働なんですか。

丸島 そうです。三交替の勤務体制で動かしています。

松崎 こちらの処理プラントは、廃棄物を再資源化するだけでなく、ダイオキシン類の発生も抑制する画期的なガス化溶融プラントとお聞きしていますが、ガス化溶融炉の仕組みについて教えてください。

丸島 従来の焼却炉はゴミをそのまま燃やしますが、ガス化溶融炉では、ゴミをまず圧縮し低酸素状態で「蒸し焼き」にするんです。その時一部はガスになります。さらに蒸し焼きされた残渣を酸素でガス化し、同時に不燃物を溶かします。ゴミは主としてガスと溶融スラグになります。

ガス化溶融方式でも、出てきたガスを完全に燃やして「熱」として取り出す。という方式と弊社のプラントのように「ガス」として取り出す。という二つの方式に大きく分けられるんですけど、ガスとして取り出すとその後の用途が広がるんです。また、燃焼、冷却に伴って発生するダイオキシンも非常に少ないのです。

ガスを使って、ガスエンジンや、燃料電池で発電できます。それから技術が進んで、水素をうまく取り出すことが出来れば水素自動車を動かすことも可能かも知れません。また、化学原料にもなるといったことで、非常に発展性のある技術と言えるのではないのでしょうか。

松崎 それが「サーモセレクト方式」という技術ですね。サーモセレクトというのは、ドイツの会社だと伺っておりますが。

丸島 本社は、スイスにあります。ロカルノ（Locarno）にあります。技術的にはドイツの技術がベース

になっています。最初のプラントは、イタリア北部のピエモンテ州ベルバーニャ市で稼動していました。

松崎 パンフレットを拝見しますと、「川鉄サーモセレクト方式」となっていますが、プラントは、川崎製鉄（株）の技術も加味されているということなんですか。

丸島 川崎製鉄（株）は、サーモセレクト社と独占的技術導入契約を結んだわけですが、通常こういった契約をしますと勝手には改造できません。技術を買うわけですからね。サーモセレクト社にしてもキチッと保証



する義務があります。しかし、運転してみて改良したほうがいいと思われる点については、サーモセレクト社とやり取りをしながら、製鉄技術で培った経験を色々な面に適用していったわけです。

松崎 国内でこのサーモセレクト方式はこちらだけなんですか？

丸島 プラント販売の話に戻りますが、三菱マテリアル（株）が私どもの技術のサブライセンスを持っていて、青森県の下北半島のごみ処理組合にこのプラントを販売し、現在建設中です。

また、岡山県倉敷市がPFI方式でこのプロセスを使った産業廃棄物と一般廃棄物の混合処理のプロジェクトを立ち上げています。

松崎 具体的に処理の工程を教えてください。

丸島 まずゴミを受け入れます。これはどこのプラントでも一緒ですね。受け入れたゴミはピットでか

き混ぜてからプレスで一定量ずつ、およそ1/5に圧縮します。ただこのとき、プレスに入らないような大きなゴミは困ります。プレスに入るように70センチ以下にします。だからといって鉄の塊で70センチならOKという意味ではありませんよ。(笑い)。それからカセットテープなんかも中のテープが出てきてしまって処理も厄介ですね。

ゴミの圧縮によってゴミの中の空気を排除し、次に外熱式の脱ガスチャンネルで間接加熱します。これは伝熱効率をよくすることともうひとつ炉内からガスが漏れないようにゴミで蓋をするという意味があります。

松崎 どれくらいの時間加熱するんですか？

丸島 ゴミはところてんのように次から次に押し込まれて、1時間から2時間、乾燥、脱ガスをします。この段階で炭になるべき物は炭になり、プラスチックなどの一部もガスになります。そのあとは順じ、高温反応炉へ押し出されます。高温反応炉では、高濃度の酸素を反応炉へ吹き込んでやります。

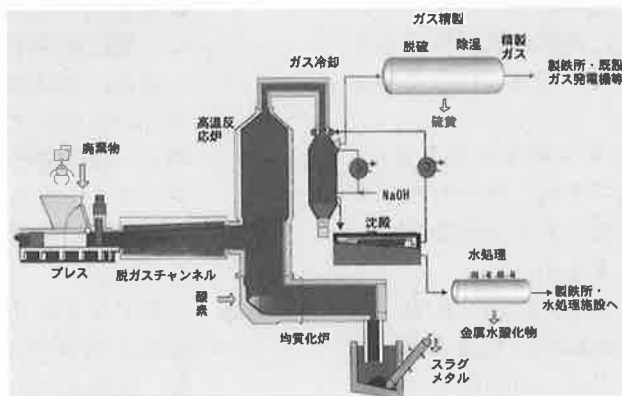
松崎 温度を上げるためですね。

丸島 そうです。溶融というプロセスには高温が必要だからです。この段階で、熱分解カーボンとの反応熱によっておよそ2,000度の高温で溶融されます。溶融したがりきや金属類は、下部の均質化炉を通った後、水冷され、メタルやスラグとして取り出されます。その一方で、上部で熱分解されたガスを1,200度で2秒以上保持することで清浄な燃料ガスに改質します。

松崎 高温で燃焼するからダイオキシン類の発生が無いんですか。

丸島 いや、それだけではありません。ダイオキシンというのは炭素と水素、それに酸素と塩素という四種類の元素で作られているんですが、たとえば、元素を含んだゴミを850度以下の炉で燃やした場合、燃焼ガス中に含まれる四つの元素が組み合わさってダイオキシンが発生します。

従来型の燃焼方式ですと、850度以上の高温でゴミを燃やすのでその時点ではダイオキシンは、いったん分解しますが、燃焼ガスを冷却する過程で200度から500度の温度領域でダイオキシンが再合成されてしまうんです。だからダイオキシンを除去するための廃ガス



処理施設を別に付けなくてはならなくなるんです。

一方、川鉄サーモセレクト方式は、2,000度という高温でゴミを熔融後、1,200度で2秒以上保持することで、ダイオキシンはもちろん、ダイオキシンのもとになる化合物も完全に分解します。さらにそれを70度まで一気に急速冷却する。つまりダイオキシンが再合成しやすい危険な温度領域を一瞬の内に通り抜けることによって、清浄な燃料ガスになるんです。だから、廃ガス処理の工程は、まったく必要ないんです。

このプラントはダイオキシンの発生はほぼゼロ、新基準の100分の1以下です。また、急速冷却をするときには同時に酸洗浄、アルカリ洗浄もされますから有毒な酸性ガスや重金属も除去し、飛灰の発生もありません。

松崎 亜鉛や鉛のような低沸点の金属は、蒸気になってしましますが。

丸島 それは急冷すると水のほうに移ります。これをプロセス水処理装置によって金属水酸化物や混合塩の形にしてから資源として回収します。

おっしゃるとおり従来の燃焼方式の焼却炉ですと、一部金属が蒸気になって煙突の方へいきます。また、灰になると灰と一緒にダイオキシンが発生して、ダイオキシンと重金属の交じり合ったものが発生しかねません。

このプラントは、取り出されたメタルや水酸化金属は金属原料として資源化、スラグは建設資材として利用できます。もちろん、急速冷却で使用された水は循環利用

を行っており、クローズ化が図られています。ガスはガス精製装置で脱硫除湿し、クリーンな燃料ガスに精製され、エネルギー源として製鉄所内の発電施設などに送っています。

松崎 それで大きな煙突もいらないんですね。

あらゆる廃棄物が処理できて、しかも全てエネルギー化・資源化出来るなんて、画期的なプラントですね。

新井 このプラントで処理するのであれば、ゴミの分別収集は必要ないんじゃないかとか、「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」を一緒に処分してしまうのは、分別回収に逆行しているのご意見もあるかと思いますが、私どもでは、分別しなくても良いといっているわけではなく、やはり分別し、余計なエネルギーを使わなくてリサイクル（再使用）できるものについては、出来るだけリサイクルすべきだと考えています。そして、リサイクルにコストがかかりすぎるようなものは、このプラントで処理するということです。

松崎 廃棄物を処理する技術はもちろんですが、これからは捨てるということも真剣に考えていかなくてはならないのかもしれないですね。

すでにどこの廃棄物最終処分場もいっぱいです。循環型社会づくりは様々なところで取り組みがなされてきていますが、この新しい廃棄物処理方法が今後大切な役割を担って行くであろうことを期待しております。

本日は、お忙しい中をありがとうございました。

行政法令動向

「ちば環境再生計画」(仮称) について —とりもどそう！森、海、河川・湖沼の自然—

1 趣旨

「ちば環境再生計画」(仮称)は、私たちの時代が造りだしてしまった廃棄物や有害化学物質等の不法投棄や川や沼の汚染という「負の遺産」を清算・修復し、豊かな自然環境を大切な財産として孫や子の時代に引き継いでいくための行動計画です。

2 目的

森と海、河川・湖沼の自然を取り戻し、人と自然が共存できる環境を確保するとともに、新しい環境ビジネスを創出することによって循環型社会づくりを進め「環境づくり日本一の千葉県」を目指します。

(1) 人と自然が共存できる環境の確保

- ① 負の遺産の解消
- ② 森づくり
- ③ 里山、里海づくり など

(2) 新しい環境ビジネスの創出

- ① リサイクルプラントの稼働向上、立地促進
- ② PFI・NPOなどによる環境再生事業の実施 など

3 環境再生基金(仮称)

「ちば環境再生計画」(仮称)の推進に向け、県民、企業、県・市町村が総ぐるみで参加する基金を創設する予定です。

基金による事業は、早急に対応が必要な分野の環境再生事業を対象とします。

(1) 基金の規模

多くの方々に参加していただくことを期待し、目標は5年間で300億円～400億円の規模になればと考えています。

(2) 推進組織

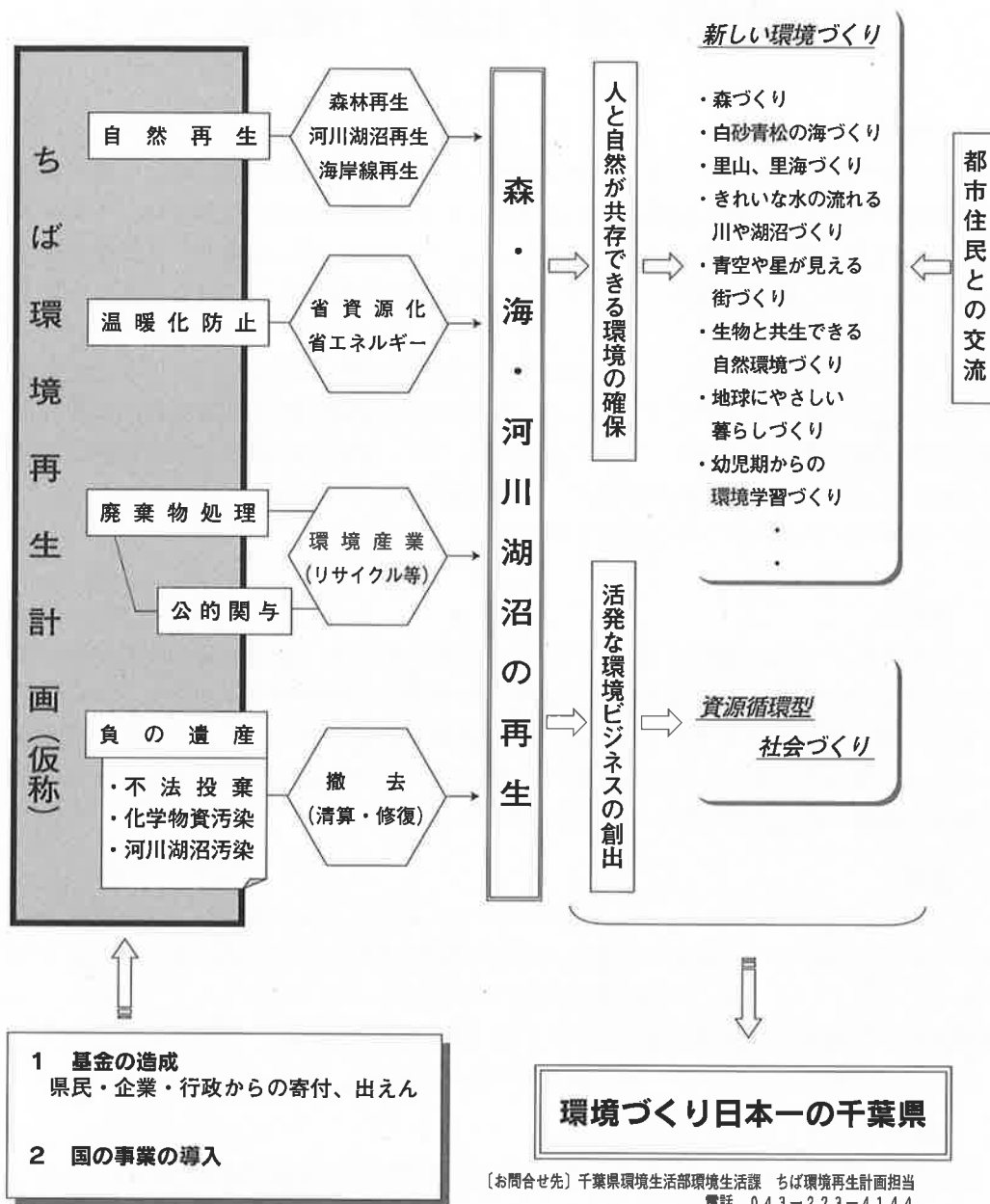
県民、企業、県・市町村、NPO等で構成する環境再生推進委員会(仮称)を設置し、この委員会で環境再生事業の内容や実施方法等を検討していきます。

(3) 基金の募集

計画に賛同いただける方であれば、額にかかわらず、いつでも寄付ができるような募集体制を作ります。

ちば環境再生計画（仮称）の概念図

—とりもどそう森、海、河川・湖沼の自然—



「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の概要について

【はじめに】

クロロフルオロカーボン（CFC）をはじめ、主要なオゾン層破壊物質は、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」に基づき、生産が全廃されている。現在、業務用冷凍空調機器、カーエアコン等に冷媒として使用されているフロン類が、機器の廃棄に伴って大気中に放出されないようにすることが大きな課題となっている。

このような課題を踏まえ、オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロン類を大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、機器の廃棄時における適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成13年6月に公布され、13年12月21日から、その一部が施行されたのでその概要を紹介する。

1. 目的

この法律は、フロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とすることとしている。

2. 定義

クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンのうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質を「フロン類」とし、フロン類が充てんされている、第二種特定製品を除き業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器（自動販売機を含む。）を「第一種特定製品」、自動車に搭載されているエアコンディショナーを「第二種特定製品」とする。

3. 指針

特定製品の使用及び廃棄の際のフロン類の排出抑制に関する指針を定めることとしている。

4. 責務

事業者、フロン類及び特定製品の製造業者、国民、国及び地方公共団体について、

特定製品が廃棄される際のフロン類の適正かつ確実な回収・破壊の促進、フロン類に代替する物質及びその物質を使用した製品の開発その他特定製品に使用されているフロン類の排出抑制のためのそれぞれの責務を果たすよう努めることとしている。

5. 第一種フロン類回収業者の登録

第一種フロン類回収業（第一種特定製品が廃棄される際にフロン類を回収する業）を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受ける必要がある。

6. 第一種特定製品廃棄者及び第一種フロン類回収業者のフロン類引渡等の義務

第一種特定製品を廃棄しようとする者（第一種特定製品廃棄者）は第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類回収業者はフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡さなければならない。その際、第一種フロン類回収業者はフロン類の回収及び運搬に関する基準を遵守する必要がある。

7. 第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録

第二種特定製品引取業（使用済自動車に係る第二種特定製品を引き取る業）及び第二種フロン類回収業（使用済自動車に係る第二種特定製品からフロン類を回収する業）を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受ける必要がある。

8. 第二種特定製品に係るフロン類の引渡等の義務

使用済自動車に係る第二種特定製品を廃棄しようとする者（第二種特定製品廃棄者）は第二種特定製品引取業者に当該第二種特定製品を引き渡し、第二種特定製品引取業者はそれを引き取り、自動車フロン類管理書を添付して第二種フロン類回収業者に引き渡し、第二種フロン類回収業者は当該フロン類を引き取り、自動車フロン類管理書を添付して自動車製造業者等に引き渡し、自動車製造業者等はその製造等をした自動車に係るフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡さなければならない。その際、第二種特定製品引取者、第二種フロン類回収業者及び自動車製造業者等はフロン類の回収及び運搬の基準を遵守する必要がある。

9. フロン類破壊業者の許可

特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受ける必要がある。

10. フロン類破壊業者の義務

フロン類破壊業者は、フロン類の引取りを求められたときは適正な料金を請求してこれを引き取り、破壊に関する基準に従って当該フロン類を破壊するとともに、破壊量等に関し記録を作成、保存し、関係者の閲覧の申し出に応じ、年度ごとに主務大臣に報告しなければならない。

11. 第一種特定製品廃棄者の費用負担

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者に対し、フロン類の回収等の費用に関し、適正な料金を請求することができ、第一種特定製品廃棄者は当該費用を負担しなければならない。

12. 第二種フロン類回収業者に支払う料金

第二種フロン類回収業者は、フロン類の回収等に関し、主務大臣が定める基準に従い自動車製造業者等が定め、公表する料金を請求し、自動車製造業者等は、当該料金を支払わなければならない。主務大臣は、必要な場合、当該料金について変更するよう勧告及び命令できる。

13. 自動車を運行の用に供する者の費用負担

自動車製造業者等は自動車を運行の用に供する者に対し、フロン類の回収・破壊等に関する適正かつ公表した料金を請求できることとし、自動車を運行の用に供する者は料金を支払わなければならない。主務大臣は料金に関し、必要な場合変更すべき旨の勧告及び命令を行える。

14. 自動車フロン類管理書の保存等

第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者及び自動車製造業者等は、自動車フロン類管理書又はその写しを保存し、関係者から申し出があれば閲覧させなければならない。

15. フロン類の放出の禁止

何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならない。

16. 表示

特定製品にフロン類の放出禁止等についての表示を行う必要がある。

17. 特定製品の整備の際の遵守事項

特定製品の整備の際も、フロン類の回収及び運搬に関する基準に従わなければならない。

18. 施行期日

平成14年4月1日から施行となる。ただし、第一種フロン類回収業者の登録及びフロン類破壊業者の許可に係る規定については平成13年12月21日から、第二種特定製品からのフロン類の回収に係る規定については平成14年10月31日までの間において政令で定める日から施行となる。

ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を 改正する政令等の施行について

〔一部改正の趣旨〕

ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第357号）が平成13年11月21日に公布され、これに伴いダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成13年環境省令第36号）が、平成13年11月21日に公布され、政令及び環境省令は、いずれも平成13年12月1日から施行されることとなりました。

これらの政令等の改正は、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設として、硫酸カリウムの製造に係る施設等を特定施設（水質基準対象施設）に追加することとし、これらの施設に係る水質排出基準を定めることにより、ダイオキシン類による環境の汚染を防止することを目的としたものです。

その改正概要は次のとおりです。

第1 改正の内容

1 特定施設（水質基準対象施設）の追加

ダイオキシン類による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第二の改正を行い、特定施設（水質基準対象施設）として次に掲げる施設が追加されました。

- (1) 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- (2) カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設
- (3) クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設

2 水質排出基準

ダイオキシン類による環境の汚染の防止を図る観点から、今回特定施設に追加された施設の水質排出基準は10pg-TEQ/1となります。

なお、排出基準の適用は平成13年12月1日までに施設を設置（着工）している場合は適用が1年間猶予され平成14年12月1日から、また、平成13年12月2日以後に設置（着工）する場合は施行日から適用となります。

第2 留意事項

1 特定施設に係る届出事項

今回特定施設に追加された施設を設置している場合は、法第13条第1項の規定により、施行の日から30日以内に特定施設の届出が必要になることから、別添の「特定施設に係る届出書の作成」を参照して期限内に届出してください。

2 今回特定施設に追加された施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理する下水道終末処理施設は、特定施設（水質基準対象施設）に含まれます。

特定施設及び排出基準値一覧

(単位：pg-TEQ/l)

施設設置年月日	～12.1.15		12.1.16 ～	～13.12.1	13.12.2 ～
基準適用年月日	13.1.15 15.1.14	15.1.15 ～	12.1.16 ～	14.12.1 ～	13.12.2 ～
特定施設					
1 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パ ルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する 塩素又は塩素化合物による漂白施設	10	10	10		
2 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち廃 ガス洗浄施設				10	10
3 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化 エチレン洗浄施設	20	10			
4 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用 するものに限る）の用に供する施設のうち次に掲 げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設				10	10
5 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の 用に供する施設のうち次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設				10	10
6 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処 理する施設のうち次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	20				
7 廃棄物焼却炉（大気基準適用施設）である廃棄 物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち 次に掲げるもの又は当該廃棄物焼却炉において生 ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出す るもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	50	10			
8 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びP CB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	10				
9 下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び 次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水 を処理するものに限る）	10			*10	*10
10 第1号から第8号までに掲げる施設を設置する工 場又は事業場から排出される水（第1号から第8号 までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当 該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに 限り公共用水域に排出されるものを除く）の処理 施設（前号に掲げるものを除く）	10			*10	*10

* 特定施設2、4、5からの排水のみを処理する場合に限る。

千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規則及び 施行要領（以下「融資制度」という。）の一部改正について

1. 融資制度の一部改正の趣旨

千葉県ディーゼル自動車対策については、5月28日に「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」に基づき、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の低減を図るため、ディーゼルバス・トラックなどの使用過程車を対象とした最新規制適合自動車への代替の促進、低公害車の大量普及及び粒子状物質低減装置の普及促進に向けた誘導施策を展開しているところである。

このための支援策として、中小企業者、個人事業者、組合を対象とした低利な融資制度の活用が図られるよう融資の対象を追加し、一部改正したものである。

2. 融資の対象施設

自動車から排出される粒子状物質の低減のために有効なものと認められる自動車及び自動車に装着する装置【別紙・資料1参照】

- (1) [自動車] 最新規制適合車（道路運送車両の保安規準に適合する自動車）

ア) 使用過程中のディーゼル自動車を廃車し、その代替として新たに自動車を購入するものに限ること。

イ) ディーゼル自動車にあっては、車両総重量3.5トンを超える自動車であること。

- (2) [自動車に装着する装置] 粒子状物質低減装置

3. 融資を受けることができる方

- (1) 県内で1年以上同一事業を営んでいること。
(2) 中小企業者、個人事業者、組合（事業協同組合、企業組合等）であること。

4. 融資の条件

- (1) 融資限度額
ア) 対象経費の80%以内、イ) 中小企業・個人 50,000千円、組合 60,000千円
(2) 融資利率 年2.5%
(3) 利子補給率 年1.4%（県が負担します。）
(4) 信用保証 原則として千葉県信用保証協会の信用保証が必要です。保証料 0.9%
(5) 融資期間 7年以内（1年据置後割賦償還）

5. 融資申請等の手続き

- (1) 融資手続きのフロー【別紙・資料2参照】
(2) 申込みに必要な書類

ア) 自動車及び粒子状物質低減装置購入資金に係る融資依頼申請書・施設整備計画書

イ) 前期及び前々期決算書写し又は確定申告書2か年分の写し（決算後6か月経過している場合は残高試算表も添付）

ウ) 購入予定車両の見積書、仕様書、カタログ、図面（構造図）の写し

エ) 買替え車両の自動車検査証の写し

オ) 事業税の納税証明書

※見積書の額は、購入予定車両のほか必要な架装費、自動車取得税、重量税、自賠責保険料等の法定費用及び消費税を含む。

(3) 開始届の提出

・融資実行後、契約を締結した後、提出する。契約書の写し

(4) 完了届の提出

・融資実行後、3か月以内に購入し、車検登録後30日以内に、提出する。

ア) 概況写真、イ) 自動車検査証の写し ウ) 旧車両の登録事項等証明書又は抹消登録証明書の写し

6. 問い合わせ先

千葉県環境生活部環境生活課調整指導班

☎043-223-4649

千葉県環境生活部大気保全課 自動車公害対策室・事業推進班

☎043-223-3802

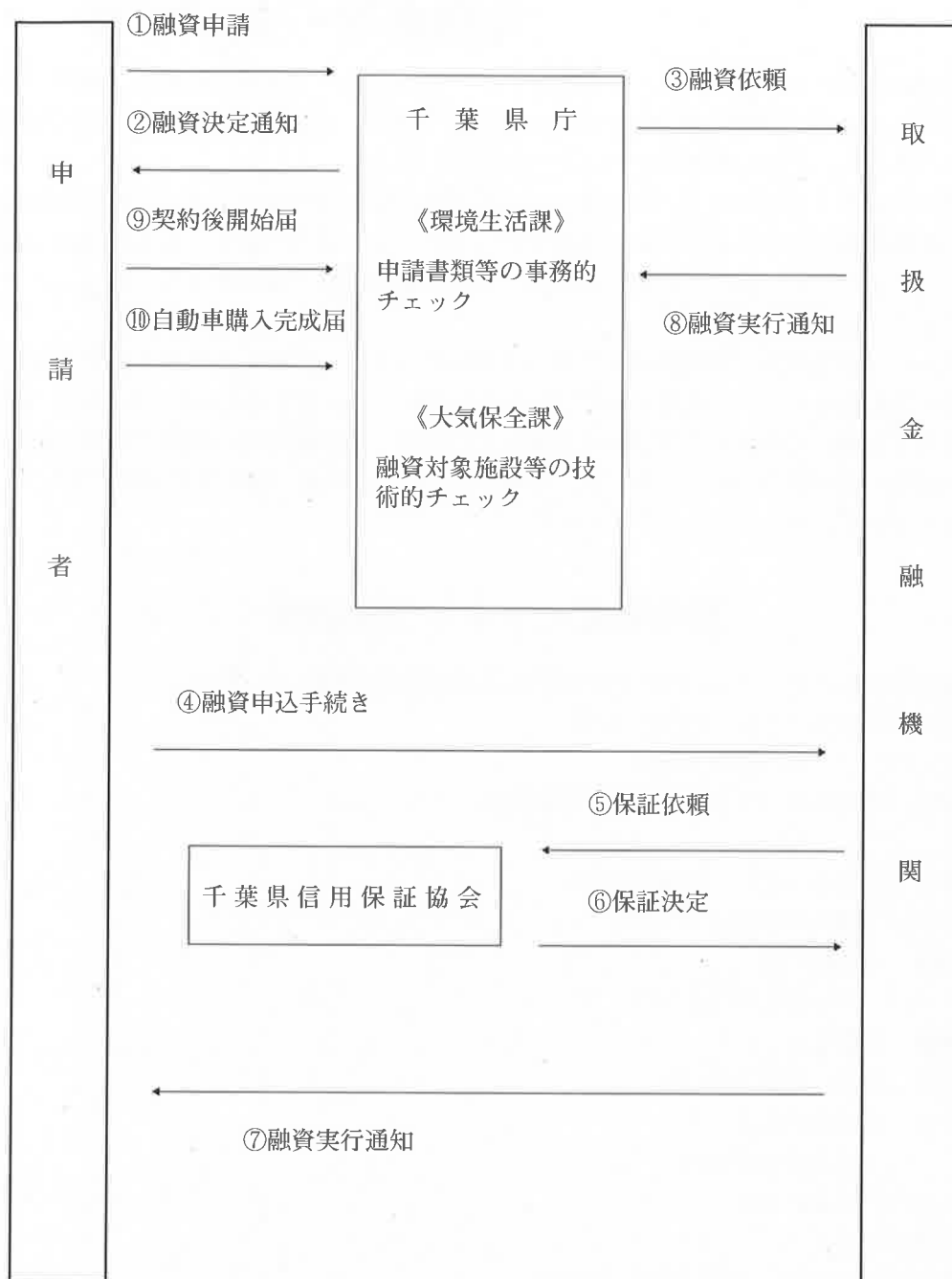
【別紙・資料1】千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規則 及び施行要領に係る一部改正の主な内容

環境生活課

中小企業環境保全施設整備資金融資等規則		中小企業環境保全施設整備資金融資等規則施行要領		備 考
条 項	主な改正内容	条 項	主な改正内容	
第5条第10号	改正なし。	第5条第10号	低公害車とは、次のアに掲げるものをいい、低公害車用燃料等供給施設とは次のイに掲げるものをいう。 ア 千葉県環境保全条例第56条に規定する自動車又は、知事が必要と認める自動車及びその付属設備（未使用かつ未登録の車を新たに購入するものに限る。）	ア 知事が必要と認める自動車とは、 ・従来の電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ハイブリット車に加え、新たに七都県市指定低公害車を対象とする。
第5条第11号	自動車から排出される粒子状物質の低減のために有効なものと認められる自動車及び自動車に装着する装置。	第5条第11号	自動車から排出される粒子状物質の低減のために有効なものと認められる自動車とは次のアに掲げるものをいい、自動車に装着する装置とは、次のイに掲げるものをいう。 ア 道路運送車両法第41条及び第104条の規定に基づき運輸大臣の定める道路運送車両の保安規準に適合する自動車（最新規制適合車）であって、かつ使用過程中的ディーゼル自動車を廃車し、その代替車両（ディーゼル自動車にあっては、車両総重量3.5トンを超えるもの。）として未使用かつ未登録の車を新たに購入するもの及びその付属設備に限る。 イ 自動車の排気系に装着し、酸化方式又は濾過方式により当該自動車から排出される粒子状物質を低減させる装置であって、知事が相当と認めた設備及びその付属設備。	ア 最新規制適合車とは ・現時点での最新の排ガス基準に適合している自動車。

【別紙・資料2】

融資手続きのフロー



千葉県環境研究センター 公開講座のお知らせ

平成13年4月1日に、それまでの環境研究所（大気関係）、水質保全研究所（水質・地質関係）および廃棄物情報技術センター（廃棄物関係）が統合により一つの研究機関にまとまって、千葉県環境研究センターが発足しました。

所在地は今までどおりで、大気部および廃棄物・化学物質部が市原市、水質地質部が千葉市美浜区に分かれて、研究業務を行っています。研究内容は、基本的にはこれまでと同様ですが、統合の目的にもあるように、環境問題を総合的にとらえていきたいと考えております。

さらに、研究成果や環境保全の目的等を県民のみなさまにわかりやすく提供することも、当研究センターの重要な努めであることから、平成13年10月から、毎月1回（原則として土曜日の午後）公開講座を開催しています。平成13年度の開催日時およびテーマは表に示す通りです。引き続き、14年度についても同様に開催する予定ですので、みなさまのお来場をお待ちしております。

環境研究センター公開講座

環境研究センターでは、毎月1回土曜日に公開講座を開催しています。

第5回 2月23日（土） 13:30～16:30

テーマ 「干潟の機能と現状」

講師 望月賢治（千葉県中央博物館副館長）

第6回 3月23日（土） 13:30～16:30

テーマ 「生活排水としつけ」

講師 本橋敬之助

テーマ 「身近な生活と大気」

講師 伊藤章夫

定員 100名（申し込み順）

会場 県環境研究センター

市原市岩崎西1-8-8

申し込み問い合わせ先

県環境研究センター

TEL：0436-24-5309 FAX：0436-23-2870

E-mail:kyy03517@nifty.ne.jp

房総の歴史

歌舞伎の成り立ち

舞台上手に鏡餅。その手前には獅子頭。勘九郎が初々しい娘、小姓の弥生として登場。上品でいて技巧をこらした踊りを見せたあと、一転して、獅子の精となり勇壮に踊る。歌舞伎「春興鏡獅子」は、1月の代表的な演目ですが、今回は、そんな歌舞伎の成り立ちについてお話しします。

歌舞伎は、もともと出雲の阿国がはじめたものです。

阿国の生没年は不詳ですが、織豊期から江戸初期の女性芸能者で、一般には出雲大社の巫女と言われ、「出雲国阿国伝」では、出雲国杵築の鍛冶職人中村三右衛門の娘とされています。その他、地方出身の歩き巫女説や時宗鉦打聖の娘とする説などもあります。

1603年に京都北野神社の境内や五条河原で小屋がけし、阿国が男装して茶屋遊びの様子を真似たカブキ踊りを演じ、人気を博した。というのが歌舞伎の始まりとされています。

では、茶屋遊びとは何か？

茶屋とは、文字どおり湯茶を提供する場所のことです。

江戸時代には美女の茶汲みをおいた水茶屋のほかに、男女の密会の場などに利用された出合い茶屋などがありましたが、いずれも「風紀を乱す」ということで、幕府の目の仇にされていました。

この茶屋での様子をマネたわけですから、いくら男装をしようが、結局は全部脱いじゃうんです。歌舞伎を説明した辞典の類では、この部分は「好色的遊侠行動」なんて、ちょっとぼかして書かれたりしています。

ですから、今でこそ伝統芸能とかいって、教育テレビものの歌舞伎も、その始まりは、フーズク産業そのものだったのです。

阿国のあとは、もう、大ブレイクします。

踊りが遊女のあいだで大流行して、「阿国歌舞伎」という阿国オリジナルから「女歌舞伎」という形になっていきます。女歌舞伎になると、形態がややまとまりのあるものになってきて、阿国が茶屋遊びの物真似をするという段階ではなくて、ちゃんと女歌舞伎として一つの形になっていくんです。「女歌舞伎」というのは、女性が中心であった頃の歌舞伎の形態と定義されています。しかし、幕府は、これも風紀上の理由から1629年に禁止しました。

女歌舞伎が禁止されると、民衆の方だって黙っていません。お姉ちゃんがダメなら若いお兄ちゃんだったらいいだろうと。これを「若衆歌舞伎」といいます。前髪立ちの美少年を中心役者とする歌舞伎の形態です。扇を使う舞が主で扇情的だったといえます。

これも一時代を形成しましたが、演者は男色の対象として、陰間茶屋に抱えられたりしたため、風紀上の問題から1652年、幕府は若衆歌舞伎も禁止しました。

代表的な役者には猿若勘三郎、村山右近、中村数馬、右近源右衛門と言った名が残っています。

現在、「小舞十六番」として伝えられる詞章は、この若衆歌舞伎時代のもので、若衆芸の必須教習科目となっています。

「陰間茶屋」とは、江戸時代、男色の売買が行われていた場所です。「陰間」とは男色を売る少年のことで、舞台子、色子、飛子とも呼ばれていました。役者に弟子として抱えられた少年が勤めることが多く、女性が陰間を買うこともあったようです。「陰間茶屋」は17世紀中頃に出現し、18世紀前半に全盛となりましたが、後半以降衰え、天保の改革の風俗統制によって消滅しました。江戸の芳町、葦屋町、堺町、京都の宮川町、大坂の道頓堀に集中していました。

さて、女がだめ、若い男がだめとなって、しょうがなくて「野郎歌舞伎」。一応、説明しときますと、1652年、若衆歌舞伎の禁止以降の歌舞伎の形態です。中心役者が前髪を剃って野郎頭、要するに男っぽく決める。容色本位の踊りはやらなくなる。そのかわり、「物真似、狂言尽くし」を上演することを条件に、幕府から許されたんです。だから、歌舞伎の演出も限定されていったわけで、このことが結果的に、演劇としての歌舞伎を大きく進歩させることになっていきました。つまり、このあたりから役柄がキチッと決まって分化し、演技類型が成立、それから段組、第一幕、二幕といった形式を追求するようになったのです。そういう変化の中で、歌舞伎は大きく進化していったんですが、その反面、エロチックな部分は失われ、和事とか、荒事とか、インパクトのあるものだけがもてはやされていくようになりました。

現代の歌舞伎では、演目は毎月替わりますが、江戸では、年に四、五回替わるのが普通であり、当たり狂言なら客が入る限り何百日でも興行を続けたようです。今で言えば、ニューヨークのブロードウェイでのミュージカルの開催に似ています。

この当時、正式に認可されていた大芝居の中村座、市村座、森田座の三座では、役者は一年間その芝居小屋つまり劇場で出演していましたが、毎年10月17日に入れ替わりになり、11月1日からは、新しい顔ぶれによる興行を始める習慣になっていました。

ですから、11月は＜顔見世＞の月といい、古代中国の周では11月が正月だったという言い伝えに従って、この月を芝居国の正月とし、一日を初日として華やかに開演しました。シャレて＜週の春＞＜週の正月＞などと呼ぶ場合もあったようです。

劇場関係者は、一日から三日まで袴と羽織袴姿で正装し、正月の飾りつけをして雑煮を祝ったというから、まさに正月です。10月のうちにちゃんと餅つきもしておいたというから徹底しています。

しかも、顔見世は、わずか十日間の興行です。特別な大入りの時でさえ15日まで延長

するだけだったから、普通の興行というより一種の祭礼のような雰囲気、芝居の年中行事のうちでも特に重要だったとあります。

三座のうちの中村座は堺町、市村座は葦屋町、森田座は木挽町にありましたが、俗に二丁町という堺町と葦屋町は、現在の日本橋人形町三丁目付近だといえます。

中村座と市村座は一本の通りの片側に並ぶかなり大きな建物でした。もちろん、当時としては大きいというだけで、現代の大劇場とは比ぶべくもありません。マイクロフォンもスピーカーもなかった時代、役者の肉声が届く範囲は限られていたから当然です。また、火事の多かった江戸では、劇場もしばしば火災に見舞われたせいもあって、あまり普請には金をかけられず、それほど豪華な建築でもなかったようです。

それぞれの座の両側には、所属する芝居茶屋、料理茶屋、小茶屋、水茶屋などがぎっしり並んでいました。

芝居茶屋は、座席の予約を受けつけるプレイガイドの役割、席への案内、観劇中の飲食物のサービスはもちろん、終演後の宴会までもできたといえます。

いずれにしても、正規の芝居見物は、ちゃんとした芝居茶屋を通すのが決まりでしたから、費用もたっぷりかかり、当時でもかなり贅沢な娯楽のひとつでもあったようです。

舞台上で役者が演技しているのを横目で見ながら料理をつついて酒を飲み、気の合った仲間同士で芝居の話をする。好きな役者の名場面になれば、息をひそめて演技を見たり、拍手喝采したり、かけ声を掛けたり、芝居が終わって茶屋へ最良の役者を呼べる身なら、芸者も呼んでにぎやかに今日一日の仕上げをする。さらに翌日には、見に行けなかった近所の人に、お土産の芝居絵を見せたり、身振り手真似や声色で説明する。

こういった芝居見物の楽しみは、確かにあまり品が良いとは言えませんが、生活の中に入り込んだものでした。

また、今でも歌舞伎座へは



オメカシしていきますが、当時は、今とは比較にならないくらいにおしゃれ（衣裳選び）に時間を費やしたようです。

芝居を文化と考えた場合、芝居を見ることもその一部です。芝居は観客なしには成り立たないからです。と、なると、芝居を楽しむために半月もかけて衣裳を決め、ふさわしい髪形にして化粧をする。知識、経験、芝居見物のノウハウも芝居の一部であった江戸は今よりずっと立派な文化国家だったと言えるのではないのでしょうか。

明治維新と太平洋戦争の敗戦という二つの断層によって、私たちは伝統的な生き方を否定し、過去のあら探しに熱中しました。ようやく価値を認める場合でさえも、残念ながら、外国語を翻訳した言葉、あるいはカタカナ外国語を使って、まるで外国人のような立場でしか評価することができなくなってしまいました。

文化は本来、生活そのものであって、過去の遺産として博物館の陳列ケースに収め、外側から観察する対象ではないはずです。ましてや、芸能というのは卑俗を覚悟しなければ成り立たない分野です。所詮時代々々のもの、つまりある意味では浅はかなものです。時代の衣裳をまもっていなければ芸として華やぐことはありません。

今でも、日本のお花見は、桜の花を見ながら酒を飲み、ご馳走を食べて歌ったり踊ったりします。ただの植物鑑賞会ではありません。下品だと言う人もいますが、芝居見物も相撲もお花見もみんな同じだったのです。

今、歌舞伎は、芸術鑑賞になってしまいました。

私たちは、ほかの多くのことと同様に、一度失えばもう二度と得られない貴重な何かを失ってしまったのです。

歴史の中の千葉県の名優

市川団十郎・初代（1660—1704） 成田屋

昭和40年代、日本のいわゆる高度成長時代の世相に対し、『昭和元禄田舎芝居』という、語としては意味をなさぬ流行語が生まれましたが、初代団十郎は、まさに元禄江戸芝居の花でした。

今も残る『鳴神』『暫』『勧進帳』などのいわゆる歌舞伎十八番の原形の大半は彼が創始したものです。のちに代々市川団十郎のお家芸となったその荒事の凄じさは、彼が舞台で踏む足拍子には、六町四方の瀬戸物屋の茶碗がことごとく震動したという話が残っているくらいです。

しかも彼の最盛期は、実に『忠臣蔵』の史実—赤穂浪士の復讐と相重なる時代でもあったのです。彼は太石内蔵助よりただ一歳の年下です。

義士が討入りした元禄15年の7月に、中村座で『勧進帳』をやっていますが、赤穂浪士の中にはそれを見たものもあったのではないのでしょうか。のちに自分たちの『忠臣蔵』が歌舞伎の「独参湯」となるとは夢にも思わずに。

団十郎は、義士たちが切腹した年の約一年後、すなわち宝永元年2月9日、市村座に出演中、突如刺殺されました。

舞台上鞍馬の僧正坊の役をつとめ終わって、幕が引かれはじめたとき、物陰から走り寄ってきた俳優の生島半六によって脇腹を刀で刺されました。団十郎は、「卑怯！卑怯！」と二声叫んだのみで絶命したといひます。

加害者の半六はただちに捕らわれたのですが、4月3日には獄中で病死してしまひ、犯行の動機は、女性問題とも、個人的怨恨ともいわれてはいますが、結局、不明のまま閉ざされてしまひました。

万治3年下総国幡谷村（現 成田市幡谷）に生まれています。幡谷の東光寺の墓地には、二代目が建てた初代団十郎の碑があります。

非常に多才であり、三升屋兵庫という筆名で劇作なども書いています。

松本幸四郎・初代（1674—1730）高麗屋

幼名を松本小四郎といい、元禄の初め江戸に出て久松多四郎に入門、初め若衆方が多かったが、1689年元禄2頃からは立役に転じ、荒事・実事・武道を得意としていたとあります。1716年、徳川将軍家の若君が小四郎と命名されたので、芸名を小四郎から幸四郎に改め（1710年に改名という説もある）、この名跡は現代にまで至っています。

当たり芸としては、河津の三郎、和藤内荒岡源太、鬼王、金時などですが、愁嘆事にも優れ、二世市川団十郎とともに歌舞伎の二大名優として絶賛されています。

幸四郎の名は、現在まで九代を数える江戸歌舞伎の名門です。出生の地は長く謎に包まれていますが、近年、香取郡小見川町であることが実証されました。同町の天台宗の寺院「善光寺」に彼の墓が発見されたからです。墓碑には、白誓単然直道大徳（幸四郎）の法名が刻まれています。

事務局 菅谷

参考図書

- | | | |
|----------------|----------------|--------------|
| 「江戸時代の遺産」 | S. ハンレー 指 昭博 訳 | 中央公論社 |
| 「近世日本演劇史」 | 伊原 敏郎 | 早稲田大学出版部 |
| 「考証江戸歌舞伎」 | 小池 章太郎 | 三樹書房 |
| 「江戸時代の歌舞伎役者」 | 田口 章子 | 雄山閣 |
| 「江戸歌舞伎」 | 服部 幸雄 | 岩波書店 |
| 「新版 歌舞伎手帖」 | 渡辺 保 | 講談社 |
| 「大江戸歌舞伎はこんなもの」 | 橋本 治 | 筑摩書房 |
| 「夜つくられた日本の歴史」 | 須藤 公博 | 祥伝社黄金文庫 |
| 「痛快！歌舞伎学」 | 小山 観翁 | 集英社インターナショナル |
| 「歌舞伎」 | 渡辺 保 | ちくま学芸文庫 |
| 「江戸の花街」 | 三田村 鷹魚 | 中公文庫 |
| 「歌舞伎おもしろ雑学」 | 天井棧敷友の会 編 | 大陸文庫 |

住環境から地球環境へ

次世代高性能断熱材

NEOMA[®]

ネオマフォーム

ネオマフォーム4つの<超>訴求力

地球環境との共生

クリーンガス発泡

(オゾン層の破壊がなく、地球温暖化係数も極めて低い発泡ガス)

省エネルギー

抜群の断熱性 熱伝導率 $0.020\text{W/m}\cdot\text{K}$ ($0.017\text{Kcal/mh}^\circ\text{C}$)

長期性能維持

経時変化の少ない断熱性能を実現

安全性

燃焼時の発生ガスも少なく、炎をあてても炭化するだけの耐燃焼性能

ネオマフォームのお問い合わせは

旭化成建材株式会社へ

〒105-0012 東京都港区芝大門2-5-5(芝大門ビル)

Tel 03-5473-5321

fax 03-5473-5325

あなたの味方!

スピルリナ抽出物 [エキス]



リナグリーン21エキス

スピルリナから抽出した免疫力に働きかける多糖類(スピルリナエキス)を40%含有。

50ml 1,360円
500ml 11,650円



リナグリーン21エキス K1

スピルリナエキス(多糖体)を主成分にメディカルハーブのエキナケアエキスにプロポリスや高麗人参エキス、ビタミンB群などを配合したメディカルドリンクで運動性抜群です。体調がすぐれないとき、いつでも手軽にお飲みいただけます。

50ml 1,000円



リナグリーン21エキス ROYAL GOLD

ロイヤルゴールド

世界初! 2種類の多糖体・松茸エキスとスピルリナエキスがドッキング。疾患原素中の方の心強いパートナーとしてご愛用ください。1本あたり、良質な松茸約20本以上、スピルリナ約2,000個以上から抽出したエキスが配合されています。

1本720ml 98,000円
2本セット 196,000円
リナグリーン250粒(2,800円)付

リナグリーン21エキスの姉妹品として、ブルーベリー・ざくろ・すだち果汁入りの3種もございます。



1日21粒のバランス栄養補助食品

リナグリーン21

ビタミン・ミネラルなど約40種類の生命維持に不可欠な栄養素を無理なく補給。

250粒 2,800円
500粒 5,340円
1000粒 9,515円
2000粒 16,505円

リナグリーン21の姉妹品として、リナちゃん(750粒・4,660円)もございます。

※上記価格は税別です。

35億年の生命力をもらおう。

スピルリナは、およそ35億年前に地球上に誕生。ほかの生物では生きられないほどの高温・強アルカリ・強い太陽光線といった過酷な条件のもと、強力な生命力で生きのびてきた原始植物です。このスピルリナから大日本インキ化学独自の技術で抽出したのがスピルリナエキスです。多糖類、糖たんぱく、糖脂質、核酸関連物質などからなるスピルリナエキスは、大阪府立成人病センター(研究所属山医科薬科大学、女子栄養大学等)との共同研究により様々な有用性が確認されています。

スピルリナエキス製法特許出願中(特開平8-19940)



ラセン藻
スピルリナ

価格だけで選んでいませんか?

スピルリナにもいろんな種類があります。自社製の良質なスピルリナだけを使い、学術研究、安全性研究を実施しているのはリナグリーン21だけです。



スピルリナ

DICスピルリナは国際的な機関で認められています。
FAO(国連食糧農業機関) WHO(世界保健機関)
UNIDO(国連工業開発機関) FDA(米国食品医薬品局)



お求めはこのマークのある有名薬局・薬店で

●お問い合わせは

0120-039089

受付時間 10:00~16:00(土・日・祝日は休み)

●製造発売元

大日本インキ化学工業株式会社

〒103-8239 東京都中央区日本橋3-7-20

ホームページ <http://www.dic.co.jp/ina>

<http://www.spirulina-world.com>

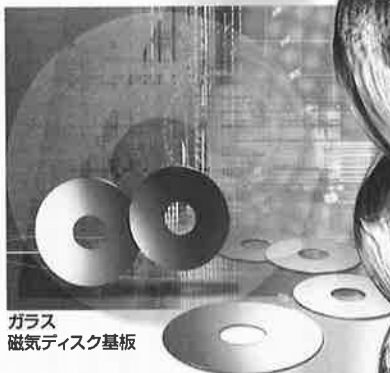
詳しい資料とサンプルをお送り致します。お名前・住所・電話番号・お送り先をハガキにお送りの上、ご返送ください。

資料請求券
K

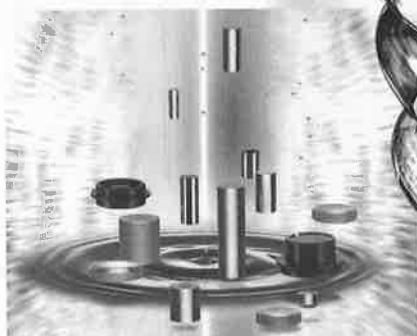
NSG
NIPPON SHEET GLASS

Glasspiral

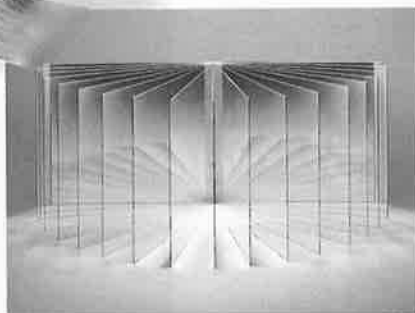
ガラスを超える ガラスへ



ガラス
磁気ディスク基板



SELMOCマイクロレンズ商品群



ディスプレイ用ガラス基板

●弊社の情報をご覧いただけます。http://www.nsg.co.jp/

●板ガラス ●建材 ●自動車用安全ガラス ●ガラス繊維 ●防音システム ●光関連製品 ●ファインガラス ●ガラス磁気ディスク

快適空間と情報未来をクリエイトする

◎ **日本板硝子**

大阪本社 大阪市中央区北浜4-7-28 ☎541-9559 ☎06-6222-7511
東京本社 東京都港区海岸2-1-7 ☎105-0022 ☎03-5443-9522

Asahi
SOFT DRINKS

トライする気持ちを忘れてないか。



TRY NEW

WONDAの新しいトライ。「新豆挽きたて」で缶コーヒーを新しく。
それは、鮮度と品質へのトライでした。まずこだわったのは当年産のフレッシュなコーヒー豆を100%使用すること。
その風味を最大限に活かす方法として、豆を抽出直前に挽き、新鮮な状態でドリップする「挽きたてドリップ」を採用しました。
夢をつかむために、トライを続けるあなたへ。新豆挽きたて、ワンダ 新ワンダフルブレンド、誕生。

のんだあとリサイクル

<http://www.wonda-land.com> アサヒ飲料株式会社

KAWATETSU

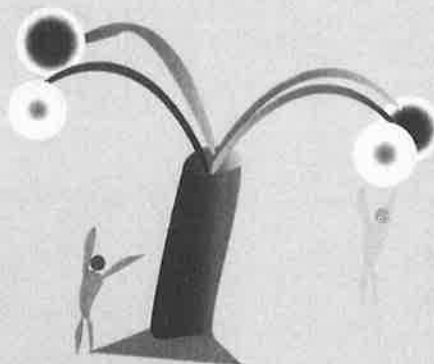
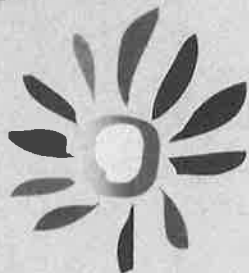
やさしい街で、
やさしい未来を
みつめます。



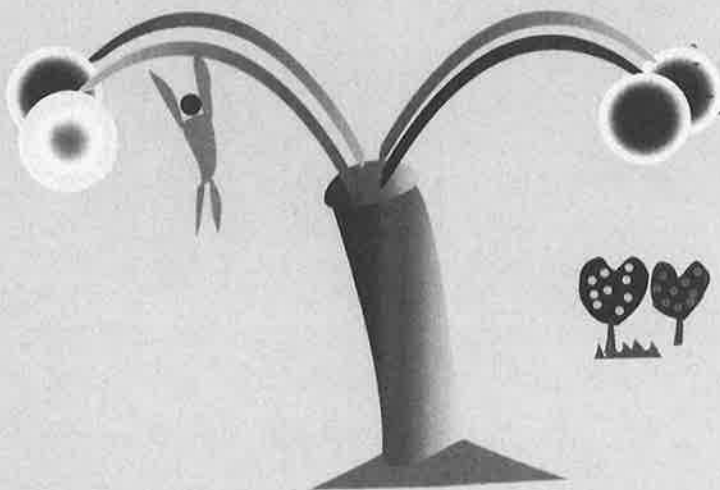
川崎製鉄株式会社 千葉製鉄所

〒260-0835 千葉市中央区川崎町1番地 TEL.043-262-2024

Fujikura Ltd.



いつも人とつながっていたい。



情報とエネルギーの伝送技術で、社会を支えています。

もっと速く大量に情報を伝えたい。エネルギーを有効に活用できる暮らしを提供したい。そして人に、環境にやさしい社会の実現に貢献していきたい。私たちフジクラは、21世紀の情報通信の核となる光通信技術や、エネルギーを大量に送る伝送ケーブルの製造・開発などを通して、人に役立つクリエイティブな夢の実現を目指しています。いつも人とつながっていたい、フジクラです。

 **GREEN PROJECT**

株式会社 **フジクラ**

佐倉事業所 〒285-8550 千葉県佐倉市六崎1440番地
TEL 043-484-2112 FAX 043-484-3999
本社 〒135-8512 東京都江東区木場1-5-1
TEL 03-5606-1030 FAX 03-5606-1502
URL - <http://www.fujikura.co.jp>

《 編 集 後 記 》

一昨年はY2K対応、昨年はテロや狂牛病事件と社会が緊張と不安になった年でした。誰しもが危機管理について考え、安心して生活のできる社会を望んだことと思います。我が家の新年は、家族と一緒にこのことを話題にし、明るい一年が始まる事を祈りました。

「環境保全は21世紀のキーワード」と言われています。21世紀は、CO₂削減、循環型社会への取り組みなど、環境面で危機管理にリンクした企業活動が強く求められています。環境に携わる仕事をする者として、また、市民として安心して生活のできる社会づくりに努めて行きたいと気持ちを新たにしました。

今回の会報もそうですが、環境行政のめまぐるしい変化をお知らせし、企業の環境保全への取り組みを紹介させて戴きました。環境保全への一助になることを願致します。

大日本インキ化学工業株式会社 千葉工場
I.S.

区分	編 集 委 員
66号	川 崎 製 鉄 (株)・大日本インキ化学工業(株)・日 本 板 硝 子 (株) ア サ ヒ 飲 料 (株)・(株) フ ジ ク ラ・旭 化 成 (株)

会 報 第 66 号

発行年月 平成14年1月

発 行 者 社団法人千葉県環境保全協議会

会 長 友 田 勝 彦

千葉市中央区市場町1番3号 自治会館内

電話 043 (224) 5827

印 刷 ワ タ ナ ベ 印 刷 株 式 会 社

千葉市中央区今井3-21-14

電話 043 (268) 2511

